

(別 紙)

食品表示基準について（新旧対照表）

改正後（新）						改正前（旧）								
番号	品名		簡略名又は類別名	基原・製法・本質	用途	備考	番号	品名		簡略名又は類別名	基原・製法・本質	用途	備考	
	名称	別名					1	名称	別名					
1 (略)	ゴム (バラゴムの分泌液から得られた、ボリイソブレンを主成分とするもの)。 ただし、「低分子ゴム」を除く。)	カウショック		※		ガムベース	Rubber <u>Natural Rubber</u>	134 (略)	ゴム (バラゴムの分泌液から得られた、ボリイソブレンを主成分とするもの)。 ただし、「低分子ゴム」を除く。)	カウショック		トウダイグサ科バラゴム (<i>Hevea brasiliensis</i> MUELL.-ARG.) の幹枝より得られるラテックスを酸性水溶液で凝固させ、水洗、脱水したものより得られたものである。主成分はシスボリイソブレンである。	ガムベース	Rubber
150 <u>シクロデキストリン</u>	サイクロデキストリン	環状オリゴ糖	デンプンを、酵素処理し、非還元性環状デキストリンとして得られたものである。成分はシクロデキストリンである。	製造用剤	Cyclodextrin		150 <u>シクロデキストリン</u>	サイクロデキストリン	環状オリゴ糖	デンプンを、酵素処理し、非還元性環状デキストリンとして得られたものである。成分はシクロデキストリンである。	製造用剤	Cyclodextrin		
	<u>α-シクロデキストリン</u>	α -サイクロデキストリン	※		α -Cyclodextrin			<u>α-シクロデキストリン</u>	α -サイクロデキストリン	※		α -Cyclodextrin		
	<u>β-シクロデキストリン</u>	β -サイクロデキストリン	※		β -Cyclodextrin			<u>β-シクロデキストリン</u>	β -サイクロデキストリン	※		β -Cyclodextrin		
	<u>γ-シクロデキストリン</u>	γ -サイクロデキストリン	※		γ -Cyclodextrin			<u>γ-シクロデキストリン</u>	γ -サイクロデキストリン	※		γ -Cyclodextrin		
	<u>分岐シクロデキストリン</u>	<u>分岐サイクロデキストリン</u>	(削除)	※	Branched Cyclodextrin			<u>分岐シクロデキストリン (粉末品)</u>	<u>分岐サイクロデキストリン (粉末品)</u>	<u>分岐サイクロデキストリン</u>	※	<u>Branched Cyclodextrin (Powder)</u>		
153 単糖・アミノ酸複合物 (アミノ酸と单糖類の混合物を加熱して得られたもの)。		糖・アミノ酸複合物	※	酸化防止剤	Amino Acid-Sugar Reaction Product		153 単糖・アミノ酸複合物 (アミノ酸と单糖類の混合物を加熱して得られたもの)。		糖・アミノ酸複合物	アミノ酸と单糖類の混合液を、常圧下で加熱して得られたもの。	酸化防止剤	Amino acid-sugar reaction product		

※食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号）第2添加物の部D成分規格・保存基準各条の規定に従う。

なお、組換えDNA技術によって得られた生物を利用して製造された添加物の場合は、厚生労働大臣が定める安全性審査の手続を経た旨が公表されてなければならぬ。

別添 添加物2-2～別添 Shellfish Growing Areas Classified for Harvest for Human Consumption in Accordance with Regulation 48 of the Animal Products (略)

※食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号）第2添加物の部D成分規格・保存基準各条の規定に従う。

なお、組換えDNA技術によって得られた生物を利用して製造された添加物の場合は、厚生労働大臣が定める安全性審査の手続を経た旨が公表されてなければならぬ。

別添 添加物2-2～別添 Shellfish Growing Areas Classified for Harvest for Human Consumption in Accordance with Regulation 48 of the Animal Products (略)